

本書は、建物所有者または不動産管理会社（以下「サービス運営主体者」といいます。）がサービス運営主体者が所有または管理する集合住宅（以下「本物件」といいます。）の入居者（以下「お客さま」といいます。）に対して提供する電気の供給サービス（以下「本サービス」といいます。）によって、お客さまとサービス運営主体者が締結する電気の利用契約（以下「電気利用契約」といいます。）に関する重要事項を説明するものです。ご契約になる内容を十分にご理解いただいたうえで、お申込みください。枠内に「特に重要な事項」を記載しておりますので、必ずご確認ください。

1. サービス運営事業者

本サービスは、サービス運営主体者との契約および本規約に基づき、下記サービス運営事業者が運営します。

サービス運営事業者：株式会社イーネットワークシステムズ（以下「サービス運営事業者」といい、サービス運営主体者と併せて「サービス運営者」といいます。）

2. 電気利用契約のお申込みの方法

お客さまが本サービスを利用される場合は、あらかじめサービス運営事業者の電気サービス利用規約（以下「電気サービス利用規約」といいます。）の内容、および以下の者が電気の供給に必要なお客さまの個人情報を共同で利用することを承諾のうえ、サービス運営事業者所定の様式によって申込みをしていただきます。

- イ) サービス運営主体者
- ロ) サービス運営事業者
- ハ) 一般送配電事業者
- ニ) 電力広域的運営推進機関
- ホ) 需要抑制契約者

3. 本サービスの開始

サービス運営事業者は、お客さまの電気利用契約の申込みを承諾したときは、お客さまおよびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「電力会社」といいます。）と協議のうえ提供開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、提供開始日から本サービスの提供を開始いたします。なお、電力会社との手続き等により提供開始日が変更になる可能性がございます。

4. 本サービスに係る料金

- (1) 料金は基本料金にその1月の使用電力量によって算定した電力量料金（電源調達調整費を加減算したもの。なお、電源調達調整費は、卸電力取引市場等の動向の変化に応じて月ごとに変動します。また変動幅に上限はありません。 電源調達調整費の算定方法については本書4頁をご確認ください。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた合計額とします。
- (2) 料金は契約種別、料金メニューごとに異なりますので、電気サービス利用規約の下記該当部分をご確認ください。なお、各電力会社の託送料金が変更された場合には、当該変更に応じて、サービス運営事業者がお客さまからお支払いいただく託送料金相当額も変更されるため、その分料金は増減されることになります。

北海道電力エリア・東北電力エリア	従量電灯B	従量電灯C
東京電力エリア・中部電力エリア	12条1項、 【別紙】料金表	12条2項、 【別紙】料金表
北陸電力エリア・九州電力エリア		
関西電力エリア・中国電力エリア	従量電灯A	従量電灯B
四国電力エリア	12条1項、 【別紙】料金表	12条2項、 【別紙】料金表

電気サービス利用規約：

https://www.enetsystems.co.jp/img/index/teiatsuikkatsuzyuden_rule.pdf

5. 電力量計その他の用品および配線工事その他の工事に関する費用負担

電力量計その他の用品および配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、場合によってはメーター取替えに伴う工事等について個別の費用負担が生じる可能性があります。その際は、サービス運営者または電力会社のいざれかより事前にお客さまへ連絡させていただきます。

6. その他の負担

- (1) お客さまが次のいざれかに該当し、サービス運営事業者が電力会社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）に基づき電力会社から違約金の支払いを求められた場合、サービス運営事業者はお客さまから違約金相当額をお支払いいただきます。
 - イ) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
 - ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電力会社の電線路を使用し、または電気を使用した場合
 - ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - ニ) 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合
- (2) お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合には、サービス運営事業者は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて延滞利息10%を申し受けることがあります。
- (3) お客さまが故意または過失によって電力会社の設備を損傷・失し、サービス運営事業者が託送供給等約款に基づき電力会社から賠償金の支払いを求められた場合、サービス運営事業者はお客さまから賠償金相当額をお支払いいただきます。

- (4) お客様が支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合等には、サービス運営事業者に対して保証金を預けていただくことがあります。
- (5) お客様が契約電流、契約容量をこえて電気を使用された場合には、電力会社およびサービス運営者の責めとなる理由による場合を除き、サービス運営事業者は当該超過分につき料金表により計算される基本料金の1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客様から申し受けます。
- (6) 各種手数料につき、サービス運営事業者はお客様の申し出により利用明細書等を発行する場合は、それぞれ次の書面発行手数料を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いただきます。なお、領収書の発行は、口座振替および振込でのお支払いのお客さまが対象となります。クレジットカードでのお支払いのお客さまは対象外となります。

書面発行手数料	内容	手数料（税込）
	利用明細書（1ヶ月分）	220円
	利用明細書（1年分）	825円
	領収書（1ヶ月分）	220円
	領収書（1年分）	825円
	請求書	275円

※電気料金がお客様の指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジットカード会社によりサービス運営事業者が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、その他特別の事情がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、サービス運営事業者が指定した金融機関の口座に、サービス運営事業者が発行した請求書に基づき支払っていただきます。この場合、請求書発行手数料、金融機関の口座への振込手数料など支払いにあたり発生する費用はお客様のご負担とします。

7. 不利益事項

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、次のような不利益を被る可能性があります。契約内容が不明の場合は従前の小売電気事業者にご確認ください。

- イ) 過去電力使用量の照会不可
- ロ) 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- ハ) 発行ポイントの失効
- ニ) 継続利用割引に適用される継続利用期間の断絶。

8. 契約電力、契約電流容量の定め

契約電力、契約電流容量の定めは下記をご確認ください。詳細は電気供給約款をご確認ください。

北海道電力エリア・東北電力エリア 東京電力エリア・中部電力エリア 北陸電力エリア・九州電力エリア	従量電灯B 原則：契約容量6キロボルトアンペア未満であること	従量電灯C 原則：契約容量6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満
	従量電灯A 原則：契約容量6キロボルトアンペア未満であること	従量電灯B 原則：契約容量6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満
関西電力エリア・中国電力エリア 四国電力エリア	従量電灯A 原則：契約容量6キロボルトアンペア未満であること	従量電灯B 原則：契約容量6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満

電気サービス利用規約：https://www.enetsystems.co.jp/img/index/teiatsuikkatsuzyuden_rule.pdf

9. 供給電圧および周波数

サービス運営者はお客様の供給設備を確認のうえ、次の電圧で電気を供給します。供給電圧：交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルト、交流単相3線式標準電圧100ボルト/および200ボルト、交流3相3線式標準電圧200ボルトのうち従前のものと同じとします。周波数：60Hz, 50Hzのうち従前のものと同じとします。

10. 供給電力および供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

- (1) 計測はサービス運営事業者が行います。
- (2) 料金は料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- (3) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、本サービスの提供開始時における料金の算定期間は提供開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電気利用契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

11. 本サービスに係る料金、その他のお客様の負担となるものの支払方法

クレジットカード、口座振替、その他サービス運営事業者が適当と認める方法にてお支払いいただきます。お客様には、お支払いに必要な情報をサービス運営事業者が指定した様式によりあらかじめサービス運営事業者に申し出ていただきます。必要情報に変更があった場合も同様です。

12. 託送供給等約款に定められたお客様の責任について

- (1) お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客様の負担で必要な措置を講じていただきます。
- (2) サービス運営者および電力会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- (3) 電力会社が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客様には当該設備の施設場所を電力会社に無償で提供していただきます。
- (4) 電力会社は記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することができます。この場合、電力会社はその電気工作物を無償で使用することができるものとします。
- (5) お客様は電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、電力会社およびサービス運営事業者に速やかにその旨を通知していただきます。また、お客様が電力会社の供給設備に直接影響をおぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を電力会社およびサービス運営事業者に通知していただきます。
- (6) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、電力会社が調査する場合、当該調査にご協力いただきます。

13. 電気利用契約の変更、解約およびそれに係る料金について

- (1) 電気利用契約の変更およびお引越し（転居）に伴う解約については、本書3頁記載のENSコールセンターまでご連絡ください。
- (2) お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において、サービス運営事業者が託送供給等約款に基づき電力会社から料金および工事費等の支払いを求められたときは、サービス運営事業者はお客さまからその求められた料金、工事費等相当額をお支払いいただきます。

14. 電気利用契約の成立および契約期間、更新

(1) 電気利用契約はサービス運営事業者がお客さまからのお申込みを承諾したときに、電気サービス利用規約の定めに従い、お客さまとサービス運営主体との間で成立します。

(2) 契約期間は電気利用契約が成立した日から、解除等により電気利用契約が終了する日までといたします。

15. 電気サービス利用規約の変更およびサービス運営者からの解除等

(1) サービス運営事業者は託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等によりサービス運営事業者が必要と判断した場合には、民法第548条の4の規定に基づき、電気サービス利用規約および電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、かつ効力発生時期までに相当な予告期間をおいて、変更する旨および変更後の内容をおよびその効力発生時期をインターネットの利用その他のサービス運営事業者が適切と考える方法により周知することとします。

(2) お客さまが次のいずれかに該当した場合、サービス運営事業者から電気利用契約を解除することがあります。

イ) 支払期日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合

ロ) お客さまが、サービス運営事業者が指定する期限までに料金のお支払いに必要な情報をサービス運営事業者が指定した様式によりサービス運営事業者に申し出ない場合

ハ) お客さまがサービス運営事業者の電気サービス利用規約に違反した場合

16. 本サービスの停止、中止

(1) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、お客さまがサービス運営事業者の電気サービス利用規約に違反した場合には、電力会社またはサービス運営事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。

(2) 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の需給上または保安上必要がある場合、電力会社またはサービス運営事業者が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限することがあります。

17. 損害賠償の免責

(1) サービス運営主体者が電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持および運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行います。このため、本サービスの中止、使用の制限、供給の停止、電気利用契約の解除、漏電その他の事故があっても、それがサービス運営者の責めとならない理由によるものであるときには、サービス運営者はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2) 電力会社が維持および運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、サービス運営者はお客さまに対して何らの責任を負いません。

(3) 電力会社の責めとなる理由があることをもって、サービス運営者の責めとなる理由があることにはならないものとします。

(4) お客さまが受けた損害について、サービス運営者が賠償責任を負う場合であっても、サービス運営者が賠償する損害の範囲は、サービス運営者に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除いた通常かつ現実の損害にかぎります。

18. 電子交付について

サービス運営者は電気サービス利用規約、各種説明書、各種案内等の内容を、書面の交付またはホームページ、電子メールなどのサービス運営事業者所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。

19. 暴力団排除

(1) お客さまには自己および自己の役職員、家族、同居人等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約していただきます。

(2) お客さまが当該確約に違反した場合、サービス運営者は電気利用契約の解除その他必要な措置を講ずることができるものとします。

20. 管轄裁判所

電気利用契約に起因または関連して発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

20. その他

本書に記載のない事項については、電気サービス利用規約によるものとします。

電気サービス利用規約：https://www.enetsystems.co.jp/img/index/teiatsuikkatsuzyuden_rule.pdf

電源調達調整費について：<https://www.enetsystems.co.jp/adjustmentcost/>

＜各種お手続き、お問合せ＞

申込み状況の確認、解約、各種変更手続き、駆けつけサービスの利用、苦情および問合せ、その他ご不明な点等は、ENSコールセンターへお問合せください。

ENSコールセンター : 0570-091-710 (10:00~18:00 (土日祝日を除く))

※緊急のご用件については全日24時間承ります。

サービス運営事業者 : 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル2F

株式会社イーネットワークシステムズ（小売電気事業者登録番号A0067）

電源調達調整費の算定方法

電源調達調整費とは、当社の電源調達にかかる費用を電気料金に適切に反映する仕組みになります。

電源調達調整費は、その月の使用電力量に (1) によって算定された電源調達調整単価から、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電源調達調整費} = \text{使用電力量} \times \text{電源調達調整単価}$$

(1) 電源調達調整単価の算定

電源調達調整単価は、次の算定式により算定し、電気料金に反映します。なお、毎月見直しを実施し、当該月の前月末までに当社ホームページに掲載いたします。

$$\text{電源調達調整単価} = A + B + C - D$$

A 卸電力取引市場調達単価 :

当月の3ヶ月前の月の15日を起算日としたその前3ヶ月(※1)において、当社が一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場および時間前市場で調達した電力1キロワット時当たりの、約定量および約定価格から算定される加重平均単価に、当社の卸電力取引市場調達比率を乗じたものを、損失率(※2)にて補正し、消費税等相当額を加えた値といたします。

B 固定電源調達単価 :

当社が発電事業者、ベースロード市場等から電力を調達する場合に生じる費用であって、発電事業者、ベースロード市場等の調達方法ごとに、当月の3ヶ月前における電力1キロワット時当たりの平均調達単価に、当該調達方法に係る当月の3ヶ月前における当社の固定電源調達比率を乗じたものを、損失率(※2)にて補正し、消費税等相当額を加えた値といたします。

C 調整単価(調整項) :

インバランス料金、離島ユニバーサルサービス調整額、電源調達調整費の調整、容量拠出金等が発生した場合は調整単価(調整項)に含めます。電気供給約款、別紙4「調整単価(調整項)」に定めるものとします。今後、改定の必要が生じた場合は、請求する当該月の前月末までに電源調達調整単価の公表と併せてその旨を告知いたします。

D 基準単価 :

当社が供給区域エリアや料金メニューごとに電源調達調整の基準として定めるもので、電源調達調整単価費の加減算の基準となる単価(消費税等相当額を含む)をいいます。電気供給約款、別紙5「基準単価」に定めるものとします。

※1: 4月分の場合、10/16～1/15のエリアプライスの当社需給加重平均値

※2: 各供給区域の一般送配電事業者が託送約款等で定める送電ロスによる損失率

(2) 電源調達調整単価の算定諸元の変更

経済情勢、当社における電力調達状況等について著しい変動が生じた場合には、当社は前項に掲げる電源調達調整単価の算定諸元を見直すことができるものとします。